

定 款

株式会社ジーダット

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は、株式会社ジーダットと称し、英文では、Jedat Inc.と表示する。

(目 的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. ソフトウェアの開発、販売、サポートおよびコンサルティング
2. 電子回路および電子部品の設計環境構築サービスおよびコンサルティング
3. 電子回路設計の受託および電子回路設計資産の開発、販売
4. 情報処理機器およびシステムの開発、製造、販売、サポート
5. 労働者派遣事業
6. 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を東京都中央区におく。

(機関の設置)

第 4 条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告を行うことができない場合には、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数及び単元株式数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、7,800,000 株とする。

2 当会社の単元株式数は 100 株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(基準日)

第 8 条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

2 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(株主名簿管理人)

第 9 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第 10 条 当会社の株式に関する取扱いならびに手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株主総会

(招集)

第 11 条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者および議長)

第 12 条 当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集し、取締役社長の指名により取締役社長または取締役会長がその議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 13 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議方法)

第 14 条 当会社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数で行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段定めのある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。

(議決権の代理行使)

第 15 条 当会社の株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第 16 条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員 数)

第 17 条 当会社の取締役は、10 名以内とする。

(選任方法)

第 18 条 取締役は、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第 19 条 当会社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役会の招集権者および議長)

第 20 条 当会社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、取締役社長の指名により取締役社長または取締役会長が議長となる。

2 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(代表取締役)

第 21 条 当会社を代表する取締役は、取締役会の決議により選定する。

(役付取締役)

第 22 条 取締役会の決議をもって、代表取締役の中から、社長を1名定める。

2 業務の都合により、取締役会の決議をもって、取締役の中から、会長1名のほか、副会長、副社長、専務および常務各若干名を定めることができる。

(相談役および顧問)

第 23 条 取締役会の決議をもって、相談役および顧問を定めることができる。

(取締役会の決議方法)

第 24 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。

(決議の省略)

第 25 条 当会社は、取締役会の決議事項について、当該事項の決議に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があつたものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 26 条 取締役の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または署名もしくは電子署名を行う。

(報酬等)

第 27 条 当会社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役会の招集通知)

第 28 条 当会社の取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会規程)

第 29 条 当会社の取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第 5 章 監査役及び監査役会

(員 数)

第 30 条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(選任方法)

第 31 条 当会社の監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。

(任 期)

第 32 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第 33 条 常勤の監査役は、監査役会の決議によって選定する。

(監査役会の招集)

第 34 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第 35 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第 36 条 監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役はこれに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

(監査役会規程)

第 37 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第 38 条 当会社の監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任方法)

第 39 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 40 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定期株主総会において別段の決議がなされなかつたときは、当該定期株主総会において再任されたものとする。

(会計監査人の報酬等)

第 41 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第 42 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第 7 章 取締役、監査役の責任免除

第 43 条 当会社は、取締役会の決議をもって、取締役(取締役であった者を含む)および監査役(監査役であった者を含む)の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。

2 当会社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)および監査役との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、100万円以上あらかじめ定められた金額または法令が定める金額のいずれか高い額とする。

第 8 章 計 算

(事業年度)

第 44 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剩余金の配当)

第 45 条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載または記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

2 前項のほか、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の株主名簿に記載または記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(剩余金の配当の除斥期間)

第 46 条 当会社の剩余金の配当および中間配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

以上

2004 年（平成 16 年） 2 月 2 日 改定作成 Rev.2.0
2005 年（平成 17 年） 10 月 18 日 改定作成 Rev.3.0
2006 年（平成 18 年） 6 月 27 日 改定作成 Rev.4.0
2006 年（平成 18 年） 11 月 2 日 改定作成 Rev.5.0
2007 年（平成 19 年） 6 月 20 日 改定作成 Rev.6.0
2008 年（平成 20 年） 6 月 18 日 改定作成 Rev.7.0
2009 年（平成 21 年） 6 月 17 日 改定作成 Rev.8.0
2012 年（平成 24 年） 6 月 20 日 改定作成 Rev.9.0
2013 年（平成 25 年） 4 月 1 日 改定作成 Rev.10.0
2015 年（平成 27 年） 6 月 17 日 改定作成 Rev.11.0
2017 年（平成 29 年） 6 月 14 日 改定作成 Rev.12.0
2022 年（令和 04 年） 6 月 15 日 改定作成 Rev.13.0